



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 25 日 (金)
号外第 25 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (11) (財政課) 6
	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する
	条例 (12) (税務課) 15
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (13) (人事企画課) 19
	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (14) (〃) . 22
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (15) (〃) 23
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例 (16) (業務効率推進課) 25
	鳥取県附属機関条例等の一部を改正する条例 (17) (〃) 26
	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
	(18) (福利厚生課) 30
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
	(19) (地域振興課) 32
	鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例 (20) (長寿社会課) 34
	鳥取県届出保育施設等運営事業助成条例を廃止する条例 (21) (子育て応援課) 35

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

基金の新設、廃止等の所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名称	設置目的
鳥取元気づくり推進基金	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、地域の自然、歴史、文化等の特性に応じた地域づくりに取り組み、もって個性豊かで魅力ある地域社会を形成する地方創生の推進に資すること。

(2) 鳥取県環境学術等研究基金は、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるときに処分できることとする。

(3) 後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金を算定する際に給付費見込額に乗じる割合は、鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金の積立てに必要な率（現行 10万分の44）とする。

(4) 鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金、とっとり発グリーンニューディール基金、鳥取県地域の元気・公共投資臨時基金、鳥取力創造運動推進基金及びとっとり支え愛基金は、廃止する。

(5) 施行期日は、平成28年4月1日とする(1)、(2)及び(3)、同年5月31日とする(4)の一部を除き、公布日とする。

◇特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

山村振興法の一部が改正され、産業振興施策促進区域内において特別償却設備を新設し、又は増設した者について不動産取得税の不均一課税をしたときは、地方交付税による減収補てんを行うとされたことに鑑み、当該不動産取得税の税率を引き下げる特例を定める。

2 条例の概要

(1) 山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域内において、平成29年3月31日までの間に地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設で一定の要件を満たすものを新設し、又は増設した者に対する不動産取得税の税率は、本来の税率に10分の1を乗じて得た率とする。

(2) (1)の適用を受けるための申請手続を定める。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とし、平成27年4月1日以降の取得に適用する。

◇職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

地方公務員法の一部改正により、等級別基準職務表を給与に関する条例に定めることとされたことに伴い、現行の級別標準職務表を等級別基準職務表に改称するとともに、任期付研究員及び任期付職員の等級別基準職務表を定める。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

級別標準職務表を等級別基準職務表に改称する。

(2) 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

ア 任期付研究員の等級別基準職務表を定め、同表の標準的な職務の内容を基準として号給を決定する。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

任期付職員の等級別基準職務表を定め、同表の標準的な職務の内容を基準として号給を決定する。

(4) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加し、又は削除する。

2 条例の概要

(1) 職員の派遣先に全国知事会を加える。

(2) 職員の派遣先から公益財団法人鳥取県畜産振興協会及び公益社団法人鳥取県人権文化センターを削る。

(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

著しく腐敗した魚の死骸の処理業務が職員の著しい負担になっていることから、当該業務に対し特殊勤務手当を支給する。

2 条例の概要

(1) 職員が県の管理する河川等において著しく腐敗した魚の死骸を処理する作業に従事したときは、従事した日1日につき300円の特殊現場作業手当を支給する。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める等の所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	2,861人	2,876人
一般会計支弁に係る職員	2,851人	2,866人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,278人	2,323人
県立学校の職員	2,026人	2,069人
県立学校の職員以外の職員	252人	254人
企業局の職員	60人	59人
県費負担教職員	4,135人	4,169人

(2) 定数の外に置くことができる職員に、外国の地方公共団体の機関等に派遣している職員を加える。

(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県附属機関条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

県行政に関する調査審議を行う附属機関について、新設、廃止、所掌の見直し等を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県附属機関条例の一部改正

ア 鳥取県行政不服審査会など7の附属機関を設置するとともに、鳥取県青谷上寺地遺跡発掘調査委員会及び鳥取県妻木晩田遺跡発掘調査委員会を統合する。

イ 鳥取県事業棚卸し評価者会議など4の附属機関を廃止する。

ウ 鳥取力創造運動推進委員会の名称及び調査審議する事項を改める。

(2) 鳥取県男女共同参画推進条例及び鳥取県警察職員顕彰条例について、所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地方公務員災害補償法施行令の一部が改正され、地方公務員災害補償と障害厚生年金との調整率が改められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 傷病補償年金の給付事由と同一の事由により障害厚生年金が支給される場合に当該傷病補償年金の額に乗じる調整率を0.88（現行 0.86）とする。

(2) 休業補償の給付事由と同一の事由により障害厚生年金が支給される場合に当該休業補償の額に乗じる調整率を0.88（現行 0.86）とする。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成28年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

居宅サービス事業に係る事務を適切に処理するため、通所介護事業所からの届出の受理は、その指定監督権限を有する南部箕蚊屋広域連合に移譲する等の所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等に基づく通所介護事業所の宿泊サービスに係る届出の受理については、南部箕蚊屋広域連合が処理することとする。

(2) 市町村長が処理する農地転用の許可等の事務に関して意見聴取先である農業会議を農業委員会等に変更する。

(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県民生委員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

民生委員がその職務を適切に遂行できるようにするため、民生委員の増員を行う。

2 条例の概要

(1) 民生委員の定数を次のとおり変更する。

市町村	変更後	変更前
倉吉市	166人	164人
東伯郡琴浦町	66人	65人
西伯郡大山町	62人	61人

(2) 施行期日は、平成28年12月1日とする。

◇鳥取県届出保育施設等運営事業助成条例の廃止について

1 条例の廃止理由

子ども・子育て支援法が施行され、利用定員が19人以下の保育施設等に対して市町村が地域型保育給付費（負担割合：国2分の1、県4分の1、市町村4分の1）を支給する制度が創設されたため、届出保育施設等に対する助成制度を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県届出保育施設等運営事業助成条例は、廃止する。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成28年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第11号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
12 鳥取県環境学術等研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境その他の地域の課題に関する調査研究に対する助成等を行い、もって環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進並びに個性豊かな地域社会の形成に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当するとき。	12 鳥取県環境学術等研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境その他の地域の課題に関する調査研究に対する助成等を行い、もって環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進並びに個性豊かな地域社会の形成に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	
略					略				

<p>19 鳥取 県消費 者行政 活性化 基金</p>	<p>消費生 活相談の 複雑化・ 高度化に 対応し て、消費 生活相談 窓口の機 能強化等 を図ること。</p>	<p>一般会計 歳入歳出 予算に定 める額</p>	<p>一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て</p>	<p>当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てるとき。</p>	<p>19 鳥取 県消費 者行政 活性化 基金</p>	<p>消費生 活相談の 複雑化・ 高度化に 対応し て、消費 生活相談 窓口の機 能強化等 を図ること。</p>	<p>一般会計 歳入歳出 予算に定 める額</p>	<p>一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て</p>	<p>当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てるとき。</p>				
<p>20 略</p>					<p>20 鳥取 県社会 福祉施 設等耐 震化等 臨時特 例基金</p>					<p>火災発 生や地震 発生時に 自力で避 難するこ とが困難 な方が多 く入所す る社会福 祉施設等 の安全・ 安心を確 保するため、社会 福祉施設 等の耐震 化等のた めの整備 を促進す ること。</p>	<p>一般会計 歳入歳出 予算に定 める額</p>	<p>一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て</p>	<p>当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てるとき。</p>
<p>21 略</p>					<p>21 略</p>								
<p>22 略</p>					<p>22 略</p>								
<p>23 鳥取</p>					<p>23 鳥取</p>								
<p>県自死 対策緊 急強化 基金</p>	<p>自死を 防ぐため の相談体 制の整備、人材 の養成等 により、 県内の自 死に対す る施策及 び体制の</p>	<p>一般会計 歳入歳出 予算に定 める額</p>	<p>一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て</p>	<p>当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てるとき。</p>	<p>県自死 対策緊 急強化 基金</p>	<p>自死を 防ぐため の相談体 制の整備、人材 の養成等 により、 県内の自 死に対す る施策及 び体制の</p>	<p>一般会計 歳入歳出 予算に定 める額</p>	<p>一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て</p>	<p>当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てるとき。</p>				
<p>24 略</p>					<p>24 略</p>								

	充実強化を図り、もって自死の防止及び自死者の親族等に対する支援の充実に資すること。										
24	略										
25	略										
26	略										
25	とっとり発グリーンニューディール基金	地球温暖化対策及び環境保全型の地域づくりを推進し、その取組により雇用創出及び中長期的に持続可能な地域経済社会の構築を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。						
26	略										
27	略										
28	略										
27	とっとり支え愛基金	高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、これらの者の生活を地域で支え合う活動の支援及び生	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。						
29	とっとり支え愛基金	高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、これらの者の生活を地域で支え合う活動の支援及び生	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。						

	活環境の整備を行うこと。								
28	略								
29	略								
30	略								
31	略								
32	略								
33	鳥取県原子力防災対策基金	島根原子力発電所に係る原子力防災対策の円滑な実施を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。				
34	略								
35	略								
36	鳥取県原子力防災対策基金	島根原子力発電所に係る原子力防災対策の円滑な実施を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。				
37	略								
38	略								
39	略								
40	略								
41	略								
42	略								
43	略								
44	略								
45	略								
46	略								
47	略								
48	略								
49	略								
50	略								
51	略								
52	略								
53	略								
54	略								
55	略								
56	略								
57	略								
58	略								
59	略								
60	略								
61	略								
62	略								
63	略								
64	略								
65	略								
66	略								
67	略								
68	略								
69	略								
70	略								
71	略								
72	略								
73	略								
74	略								
75	略								
76	略								
77	略								
78	略								
79	略								
80	略								
81	略								
82	略								
83	略								
84	略								
85	略								
86	略								
87	略								
88	略								
89	略								
90	略								
91	略								
92	略								
93	略								
94	略								
95	略								
96	略								
97	略								
98	略								
99	略								
100	略								

			歳出予 算に計 上して 基金に 積立て				歳出予 算に計 上して 基金に 積立て
34 鳥取 元気づ くり推 進基金	県民、 特定非営 利活動法 人、事業 者、市町 村、県等 の多様な 主体が連 携し、地 域の自然、歴史、文化 等の特性 に応じた 地域づく りに取り 組み、も って個性 豊かで魅 力ある地 域社会を 形成する 地方創生 の推進に 資すること。	一般会 計歳入歳 出予算に 定める額	(1) 一 般会計 歳入歳 出予算 に計上 して、 当該基 金の設 置目的 を達成 するた めに必 要な経 費の財 源に充 当 (2) (1)の ほか、 一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 基金に 積立て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てるとき。			

別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て等	運用益金 の整理又 は処理	処分事由
略				
3 鳥取 県後期 高齢者 医療財 政安定 化基金	後期高 齢者医療 の財政の 安定化に 資する事 業及び後 期高齢者 医療広域	(1) 高 齢者の 医療の 確保に 関する 法律第 116条 第5項	一般会 計歳入歳 出予算に 計上して 当該基金 に積立て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てると

別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て等	運用益金 の整理又 は処理	処分事由
略				
3 鳥取 県後期 高齢者 医療財 政安定 化基金	後期高 齢者医療 の財政の 安定化に 資する事 業及び後 期高齢者 医療広域	(1) 高 齢者の 医療の 確保に 関する 法律第 116条 第5項	一般会 計歳入歳 出予算に 計上して 当該基金 に積立て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てると

<p>連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てること。</p>	<p>及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令 (平成19年政令第325号。以下「<u>算定政令</u>」<u>とい</u><u>う。</u>) 第19条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額 (2) <u>算定政令</u>第19条第1項の条例で定める割合は、<u>当該基金の設置目的を達成するため</u><u>に必要</u></p>	<p>き。</p>	<p>連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てること。</p>	<p>及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令 (平成19年政令第325号)第19条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額 (2) <u>前期高齢者交付金等及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等</u><u>に関する政令</u>第19条第1項</p>	<p>き。</p>
--	---	-----------	--	--	-----------

		<u>な資金</u> <u>の積立</u> <u>てに必</u> <u>要な額</u> <u>の3分</u> <u>の1に</u> <u>相当す</u> <u>る額を</u> <u>後期高</u> <u>齢者医</u> <u>療広域</u> <u>連合の</u> <u>療養の</u> <u>給付等</u> <u>に要す</u> <u>る費用</u> <u>の額の</u> <u>見込額</u> <u>で除し</u> <u>て得た</u> <u>率とす</u> <u>る。</u>				の条例 で定め る割合 は、 <u>10</u> <u>万分の</u> <u>44</u> とす る。	
略				略			

第2条 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
6 鳥取 県大規 模事業 基金	県勢発 展の基盤 となる大 規模事業 を円滑に 推進する ための経 費に充て ること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して整 理	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てるとき。	6 鳥取 県大規 模事業 基金	県勢発 展の基盤 となる大 規模事業 を円滑に 推進する ための経 費に充て ること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して整 理	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てるとき。
7 鳥取 力創造	県民、 特定非営	一般会計 歳入歳出	(1) 一 般会計	当該基 金の設置	7 鳥取 力創造	県民、 特定非営	一般会計 歳入歳出	(1) 一 般会計	当該基 金の設置

						運動推 進基金	利活動法 人、事業 者、市町 村、県等 の多様な 主体が連 携し、共 に地域の 特性を生 かした魅 力ある地 域づくり を推 進 し、もっ て地域の 振興に資 する こと。	予算に定 める額	歳入歳 出予算 に計上 して、 当該基 金の設 置目的 を達成 するた めに必 要な経 費の財 源に充 当 (2) (1)の ほか、 一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 基金に 積立て	目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 て る と き。	
7	略					8	略				
8	略					9	略				
9	略					10	略				
10	略					11	略				
11	略					12	略				
12	略					13	略				
13	略					14	略				
14	略					15	略				
15	略					16	略				
16	略					17	略				
17	略					18	略				
18	略					19	略				
19	略					20	略				
20	略					21	略				
21	略					22	略				
22	略					23	略				
23	略					24	略				
24	略					25	略				
25	鳥取 県地域 医療再	県内の 医療に係 る課題の	一般会計 歳入歳出 予算に定	一般会計 歳入歳出 予算に計	当該基 金の設置 目的を達	26	鳥取 県地域 医療再	県内の 医療に係 る課題の	一般会計 歳入歳出 予算に定	一般会計 歳入歳出 予算に計	当該基 金の設置 目的を達

生基金	解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。	める額	上して当該基金に積立て	成するために必要な経費の財源に充てるとき。	生基金	解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。	める額	上して当該基金に積立て	成するために必要な経費の財源に充てるとき。	
					27	とつとり支え愛基金	高 齢者、障がい者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、これらの者の生活を地域で支え合う活動の支援及び生活環境の整備を行うこと。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
26	略				28	略				
27	略				29	略				
28	略				30	略				
29	略				31	略				
30	略				32	略				
31	略				33	略				
32	略				34	略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鳥取県基金条例別表第1の12の項の改正規定及び同表に34の項を加える改正規定並びに別表第3の3の項の改正規定 平成28年4月1日
- (2) 第2条の規定 平成28年5月31日

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第12号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）、<u>地域再生法（平成17年法律第24号）及び山村振興法（昭和40年法律第64号）</u>に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(地方活力向上地域における県税の不均一課税)</p> <p>第 4 条 略</p> <p><u>(産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税)</u></p> <p>第 5 条 <u>山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成3年自治省令第8号。以下「山振法省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備設置者について、同号に規定する特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（山振法省令第1条に規定する計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。</u></p> <p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）、<u>及び地域再生法（平成17年法律第24号）</u>に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(地方活力向上地域における県税の不均一課税)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課</p>

税)

第6条 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者（平成30年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助金（以下「企業立地事業補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）について、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条第1項、第3条、第4条第2項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(課税免除の届出等)

第7条 略

(不均一課税の適用の申請)

第8条 略

2 第5条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、個人にあっては山振法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあっては同号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 山振法省令第2条第1号に規定する特別償却設備又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日

(3) その他参考となるべき事項

3 第6条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日（法人にあっては、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日）、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のい

税)

第5条 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者（平成30年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助金（以下「企業立地事業補助金」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）について、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条第1項、第3条又は前条第2項の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(課税免除の届出等)

第6条 略

(不均一課税の適用の申請)

第7条 略

2 第5条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日（法人にあっては、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日）、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のい

<p>ずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 知事は、<u>前3項</u>の規定による申請があった場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。</p> <p>(虚偽の届出者等に対する措置)</p> <p><u>第9条</u> 正当な理由がなく、<u>第7条第1項</u>から<u>第3項</u>までの届出若しくは前条第1項から<u>第3項</u>までの申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく<u>第7条第4項</u>若しくは前条第4項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から<u>第6条</u>までの規定は、適用しないものとする。</p> <p>(不動産取得税の徴収猶予)</p> <p><u>第10条</u> 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項、<u>第5条</u>又は<u>第6条</u>の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月を経過する日まで、第2条第1項若しくは第3条の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条第2項、<u>第5条</u>若しくは<u>第6条</u>の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項、第3条、第4条第2項、<u>第5条</u>又は<u>第6条</u>の規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。</p> <p>4～7 略</p> <p>(徴収猶予の取消し)</p> <p><u>第11条</u> 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項、<u>第5条</u>若しくは<u>第6条</u>の規定の適用が</p>	<p>ずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 知事は、<u>前2項</u>の規定による申請があった場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。</p> <p>(虚偽の届出者等に対する措置)</p> <p><u>第8条</u> 正当な理由がなく、<u>第6条第1項</u>から<u>第3項</u>までの届出若しくは前条第1項若しくは<u>第2項</u>の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく<u>第6条第4項</u>若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から<u>第5条</u>までの規定は、適用しないものとする。</p> <p>(不動産取得税の徴収猶予)</p> <p><u>第9条</u> 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項又は<u>第5条</u>の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月を経過する日まで、第2条第1項若しくは第3条の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条第2項若しくは<u>第5条</u>の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項、第3条、第4条第2項又は<u>第5条</u>の規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。</p> <p>4～7 略</p> <p>(徴収猶予の取消し)</p> <p><u>第10条</u> 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは<u>第5条</u>の規定の適用がないこと</p>
--	---

<p>ないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。</p>	<p>が明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>(特例措置が競合する場合における規定の適用等) <u>第12条</u> 第2条及び第3条の規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち<u>第7条</u>の規定により届出をする者が選択するいずれかの規定を適用する。</p>	<p>(特例措置が競合する場合における規定の適用等) <u>第11条</u> 第2条及び第3条の規定が互いに競合する場合には、これらの規定のうち<u>第6条</u>の規定により届出をする者が選択するいずれかの規定を適用する。</p>
<p>(届出書等の提出) <u>第13条</u> 略</p>	<p>(届出書等の提出) <u>第12条</u> 略</p>
<p>(委任) <u>第14条</u> 略</p>	<p>(委任) <u>第13条</u> 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第5条の規定は、平成27年4月1日以後の家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第13号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、次に掲げる等級別基準職務表に定める標準的な職務の内容を基準として、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類については、<u>人事委員会規則で定める。</u></p> <p>(1) <u>行政職給料表等級別基準職務表</u>(別表第7)</p> <p>(2) <u>公安職給料表等級別基準職務表</u>(別表第8)</p> <p>(3) <u>教育職給料表等級別基準職務表</u>(別表第9)</p> <p>ア <u>教育職給料表(1)等級別基準職務表</u></p> <p>イ <u>教育職給料表(2)等級別基準職務表</u></p> <p>(4) <u>研究職給料表等級別基準職務表</u>(別表第10)</p> <p>(5) <u>医療職給料表等級別基準職務表</u>(別表第11)</p> <p>ア <u>医療職給料表(1)等級別基準職務表</u></p> <p>イ <u>医療職給料表(2)等級別基準職務表</u></p> <p>ウ <u>医療職給料表(3)等級別基準職務表</u></p> <p>(6) <u>海事職給料表等級別基準職務表</u>(別表第12)</p> <p>別表第7 <u>行政職給料表等級別基準職務表</u>(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>別表第8 <u>公安職給料表等級別基準職務表</u>(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>別表第9 <u>教育職給料表等級別基準職務表</u>(第3条関係)</p> <p>ア <u>教育職給料表(1)等級別基準職務表</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>イ <u>教育職給料表(2)等級別基準職務表</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、次に掲げる級別標準職務表に定める標準的な職務の内容を基準として<u>人事委員会規則の定めるところにより</u>、給料表に定める職務の級に分類するものとする。</p> <p>(1) <u>行政職給料表級別標準職務表</u>(別表第7)</p> <p>(2) <u>公安職給料表級別標準職務表</u>(別表第8)</p> <p>(3) <u>教育職給料表級別標準職務表</u>(別表第9)</p> <p>ア <u>教育職給料表(1)級別標準職務表</u></p> <p>イ <u>教育職給料表(2)級別標準職務表</u></p> <p>(4) <u>研究職給料表級別標準職務表</u>(別表第10)</p> <p>(5) <u>医療職給料表級別標準職務表</u>(別表第11)</p> <p>ア <u>医療職給料表(1)級別標準職務表</u></p> <p>イ <u>医療職給料表(2)級別標準職務表</u></p> <p>ウ <u>医療職給料表(3)級別標準職務表</u></p> <p>(6) <u>海事職給料表級別標準職務表</u>(別表第12)</p> <p>別表第7 <u>行政職給料表級別標準職務表</u>(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>別表第8 <u>公安職給料表級別標準職務表</u>(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>別表第9 <u>教育職給料表級別標準職務表</u>(第3条関係)</p> <p>ア <u>教育職給料表(1)級別標準職務表</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>イ <u>教育職給料表(2)級別標準職務表</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>

別表第10 <u>研究職給料表等級別基準職務表</u> (第3条関係) 略	別表第10 <u>研究職給料表級別標準職務表</u> (第3条関係) 略
別表第11 <u>医療職給料表等級別基準職務表</u> (第3条関係) ア <u>医療職給料表(1)等級別基準職務表</u> 略 イ <u>医療職給料表(2)等級別基準職務表</u> 略 ウ <u>医療職給料表(3)等級別基準職務表</u> 略	別表第11 <u>医療職給料表級別標準職務表</u> (第3条関係) ア <u>医療職給料表(1)級別標準職務表</u> 略 イ <u>医療職給料表(2)級別標準職務表</u> 略 ウ <u>医療職給料表(3)級別標準職務表</u> 略
別表第12 <u>海事職給料表等級別基準職務表</u> (第3条関係) 略	別表第12 <u>海事職給料表級別標準職務表</u> (第3条関係) 略

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給は、その職務に応じ、次の等級別基準職務表に定める標準的な職務の内容を基準として、任命権者が決定する。</p> <p>(1) 第1号任期付研究員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>主任研究員の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>困難な研究を行う主任研究員の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>特に困難な研究を行う主任研究員の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>特に困難で重要な研究を行う主任研究員の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>統括研究員の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>重要な研究を行う統括研究員の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 第2号任期付研究員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>専門的な知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>高度の専門的な知識経験を必要とする</td> </tr> </tbody> </table>	号給	標準的な職務	1	主任研究員の職務	2	困難な研究を行う主任研究員の職務	3	特に困難な研究を行う主任研究員の職務	4	特に困難で重要な研究を行う主任研究員の職務	5	統括研究員の職務	6	重要な研究を行う統括研究員の職務	号給	標準的な職務	1	専門的な知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務	2	高度の専門的な知識経験を必要とする	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を、その者が従事する研究業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。</u></p>
号給	標準的な職務																				
1	主任研究員の職務																				
2	困難な研究を行う主任研究員の職務																				
3	特に困難な研究を行う主任研究員の職務																				
4	特に困難で重要な研究を行う主任研究員の職務																				
5	統括研究員の職務																				
6	重要な研究を行う統括研究員の職務																				
号給	標準的な職務																				
1	専門的な知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務																				
2	高度の専門的な知識経験を必要とする																				

<table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">3</td> <td>る研究を行う研究員の職務 特に高度の専門的な知識経験を必要とする困難な研究を行う研究員の職務</td> </tr> </table> <p>4～7 略</p> <p>(第1号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤務時間条例第3条第2項から第4項まで、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条の2、第12条及び第17条(同条第1項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。)の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。</p>	3	る研究を行う研究員の職務 特に高度の専門的な知識経験を必要とする困難な研究を行う研究員の職務	<p>4～7 略</p> <p>(第1号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条の2、第12条及び第17条(同条第1項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。)の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。</p>
3	る研究を行う研究員の職務 特に高度の専門的な知識経験を必要とする困難な研究を行う研究員の職務		

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定任期付職員の号給は、その職務に応じ、次の等級別基準職務表に定める標準的な職務の内容を基準として、任命権者が決定する。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>1 困難な業務を行う係長の職務 2 課長補佐の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>困難な業務を行う課長補佐の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>参事の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>困難な業務を行う参事の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>参事監の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>1 困難な業務を行う参事監の職務 2 理事監の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>困難な業務を行う理事監の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 略</p>	号給	標準的な職務	1	1 困難な業務を行う係長の職務 2 課長補佐の職務	2	困難な業務を行う課長補佐の職務	3	参事の職務	4	困難な業務を行う参事の職務	5	参事監の職務	6	1 困難な業務を行う参事監の職務 2 理事監の職務	7	困難な業務を行う理事監の職務	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>任命権者は、</u>特定任期付職員の号給を、<u>特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。</u></p> <p>3～6 略</p>
号給	標準的な職務																
1	1 困難な業務を行う係長の職務 2 課長補佐の職務																
2	困難な業務を行う課長補佐の職務																
3	参事の職務																
4	困難な業務を行う参事の職務																
5	参事監の職務																
6	1 困難な業務を行う参事監の職務 2 理事監の職務																
7	困難な業務を行う理事監の職務																

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第14号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であつて知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～カ 略</p> <p>キ 略 ク 略 ケ 略</p> <p>コ 略 サ 略 シ 略</p> <p>(2)～(4) 略 <u>(5) 全国知事会</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であつて知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～カ 略 <u>キ 公益財団法人鳥取県畜産振興協会</u> ク 略 ケ 略 コ 略 <u>サ 公益社団法人鳥取県人権文化センター</u> シ 略 ス 略 セ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第15号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第19条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が<u>道路の交通を遮断することなく行う次に掲げる作業で、日没時から日出時までの間又は当該作業を行うに当たって危険と認められる警報等が行われている期間において行われるもの</u>に従事したとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(4) <u>職員が次に掲げる作業に従事したとき。</u></p> <p>ア <u>県の管理する道路、河川等において著しく腐敗し、又は損壊した鳥獣の死体を処理する作業</u></p> <p>イ <u>県の管理する河川等において著しく腐敗した魚の死骸を処理する作業（作業に従事した時間が人事委員会規則で定める時間に満たないものを除く。）</u></p> <p>2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号、第2号及び第4号の業務 300円</p> <p>(2) 前項第3号の業務 600円</p> <p>3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同</p>	<p>(特殊現場作業手当)</p> <p>第19条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>県土整備部又は総合事務所に所属する職員が次に掲げる作業に従事したとき。</u></p> <p>ア <u>交通を遮断することなく行う次に掲げる道路の維持修繕等の作業で、日没時から日出時までの間又は当該作業を行うに当たって危険と認められる警報等が行われている期間において行われるもの</u></p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ <u>県が管理する道路及び河川等において著しく腐敗し、又は損壊した鳥獣の死体を処理する作業</u></p> <p>2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号、第2号及び第3号イの業務 300円</p> <p>(2) 前項第3号アの業務 600円</p> <p>3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同</p>

項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

略	
第3号の業務	第4号の業務

項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

略	
第3号イの業務	第3号アの業務
第3号ア(ウ)の業務	第3号ア(ア)の業務
	第3号ア(イ)の業務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第16号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,861人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,851人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,278人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,026人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>252人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>60人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,135人</u></p> <p>2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第3条第1項に規定する派遣職員</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,876人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,866人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,323人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,069人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>254人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>59人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,169人</u></p> <p>2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県附属機関条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第17号

鳥取県附属機関条例等の一部を改正する条例

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第1条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県パートナー県政推進会議	鳥取県民参画基本条例(平成25年鳥取県条例第3号)第2条の基本理念に基づくパートナー県政の実現に向けた県民参画による県政推進の仕組みづくりに関する事項	鳥取県パートナー県政推進会議	鳥取県民参画基本条例(平成25年鳥取県条例第3号)第2条の基本理念に基づくパートナー県政の実現に向けた県民参画による県政推進の仕組みづくりに関する事項
鳥取県県民投票選択肢等検討委員会	鳥取県民参画基本条例第18条第1項に規定する事項		
略		略	
トットリズム推進委員会	トットリズムの推進に関する事項	鳥取力創造運動推進委員会	鳥取力創造運動の推進に関する事項
略		略	
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防法(昭和23年法律第186号)第35条の8第4項に規定する事項	鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防法(昭和23年法律第186号)第35条の8第4項に規定する事項
鳥取県行政不服審査会	行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項に規定する事項		
略		略	
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性に関する事項	鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性に関する事項
		鳥取県事業棚卸し評価者会議	県が実施する事業の評価に関する事項
略		略	
子育て王国とっとり会議	略 (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合	子育て王国とっとり会議	略 (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合

	的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項
とっとり型の保育のあり方研究会	保育・幼児教育のあり方に関する事項
略	
鳥取県自然環境保全コンクール審査会	鳥取県自然環境保全コンクール知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
略	
鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号)第26条第1項に規定する事項
鳥取県住生活基本計画検討委員会	住生活基本法(平成18年法律第61号)第17条第1項の規定により定める計画に関する事項
略	
鳥取県経済・雇用振興キャビネット	産業界における事業者若しくは業態特有の課題又は外部環境等の変化に伴う課題及びその解決のための施策に関する事項
略	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第2項各号に掲げる事項
略	

	的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項
略	
鳥取県自然環境保全コンクール審査会	鳥取県自然環境保全コンクール知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
鳥取県氷ノ山グリーンエコリゾート推進協議会	氷ノ山一帯の観光振興及び地域活性化に関する事項
略	
鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号)第26条第1項に規定する事項
略	
鳥取県経済・雇用振興キャビネット	産業界における事業者又は業態特有の課題及び外部環境等の変化に伴う課題並びにこれらの解決のための施策に関する事項
鳥取県雇用創造1万人推進会議	雇用創造1万人計画(商工業に加え、農林水産業、観光、教育、福祉、医療などあらゆる分野において、官民連携により平成23年度から4年間で1万人の雇用創造を目指す県の計画をいう。)の推進に関する事項
略	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第2項各号に掲げる事項
鳥取県オープンデータ・ビッグデータ活用検討会	県が保有するその利用に制限のないデジタルデータ及び大量に収集され、蓄積されるデジタルデータの活用に関する事項
略	

別表第2 (第2条関係)		別表第2 (第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県グローバル・リーダー育成事業運営指導委員会	世界で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校における教育課程の開発、実践等の体制整備に関する事項	鳥取県グローバル・リーダー育成事業運営指導委員会	世界で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校における教育課程の開発・実践等の体制整備に関する事項
鳥取県スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会	高等学校における理数系教科に係る教育課程の研究開発に関する事項		
鳥取県立智頭農林高等学校運営指導委員会	鳥取県立智頭農林高等学校における林業分野の人材育成に関する事項		
鳥取県立境港総合技術高等学校運営指導委員会	鳥取県立境港総合技術高等学校における水産分野の人材育成に関する事項		
略		略	
とっとり弥生の王国調査整備活用委員会	青谷上寺地遺跡及び妻木晩田遺跡の調査研究及び整備活用に関する事項	鳥取県青谷上寺地遺跡発掘調査委員会	青谷上寺地遺跡の学術的な発掘調査の方法及び計画に関する事項
		鳥取県妻木晩田遺跡発掘調査委員会	妻木晩田遺跡の学術的な発掘調査の方法及び計画に関する事項
略		略	

(鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正)

第2条 鳥取県男女共同参画推進条例(平成12年鳥取県条例第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 前文 第1章～第4章 略 第5章 鳥取県男女共同参画審議会(第32条— <u>第37条</u>) 第6章 雑則(第38条) 附則 (雑則) <u>第37条</u> 略	目次 前文 第1章～第4章 略 第5章 鳥取県男女共同参画審議会(第32条— <u>第38条</u>) 第6章 雑則(第39条) 附則 (庶務) <u>第37条</u> 審議会の庶務は、地域振興部において処理する。 (雑則) <u>第38条</u> 略

(委任) 第38条 略	(委任) 第39条 略
----------------	----------------

(鳥取県警察職員顕彰条例の一部改正)

第3条 鳥取県警察職員顕彰条例(昭和42年鳥取県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(規則への委任) 第4条 略	(事務の処理) 第4条 <u>この条例による警察職員の顕彰に関する事務は、鳥取県警察本部警務部監察官室において処理する。</u> (規則への委任) 第5条 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第18号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
附 則	附 則																				
(他の法令による給付との調整)	(他の法令による給付との調整)																				
<p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第13条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類及び同表の中欄に掲げる年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定（第13条の2を除く。）による当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>	<p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第13条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類及び同表の中欄に掲げる年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定（第13条の2を除く。）による当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">傷病補償</td> <td style="width: 85%;">略</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	傷病補償	略	年金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.88	略		略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">傷病補償</td> <td style="width: 85%;">略</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	傷病補償	略	年金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.86	略		略	
傷病補償	略																				
年金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.88	略																	
障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.88																				
略																					
略																					
傷病補償	略																				
年金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.86	略																	
障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.86																				
略																					
略																					
<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>	<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>																				

略		略	
障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.88	障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）	0.86
略		略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る傷病補償年金及び同日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第19号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第79条第2項第1号（同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）、第81条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。） <u>(1)～(48) 略</u>	南部箕蚊屋広域連合	8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第79条第2項第1号（同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）、第81条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。） <u>(1)～(48) 略</u>	南部箕蚊屋広域連合
8の2 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第76号）別表の6の表設備の項第4号の規定による届出の受理	南部箕蚊屋広域連合		
8の3 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	南部箕蚊屋広域連合		
<u>8の4</u> 略		<u>8の2</u> 略	
<u>8の5</u> 略		<u>8の3</u> 略	
<u>8の6</u> 略		<u>8の4</u> 略	
<u>8の7</u> 略		<u>8の5</u> 略	
<u>8の8</u> 略		<u>8の6</u> 略	
略		略	
24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げる	鳥取市及び西伯郡	24の4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務のうち、次に掲げる	鳥取市及び西伯郡

<p>もの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第4条第8項の規定による国又は県との協議（特定転用に係るものを除く。）</u></p> <p>(3) <u>第4条第9項の規定による農業委員会の意見の聴取（特定転用に係るものを除く。）</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>第5条第5項において準用する第4条第9項の規定による農業委員会の意見の聴取（特定権利取得に係るものを除く。）</u></p> <p>(7)～(9) 略</p>	<p>南部町</p>	<p>もの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第4条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による農業会議の意見の聴取（特定転用に係るものを除く。）</u></p> <p>(3) <u>第4条第5項の規定による国又は県との協議（特定転用に係るものを除く。）</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>第5条第3項又は第5項において準用する第4条第3項の規定による農業会議の意見の聴取（特定権利取得に係るものを除く。）</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7)～(9) 略</p>	<p>南部町</p>
<p>24の5 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第15条の2第6項又は第7項の規定による<u>都道府県機構</u>の意見の聴取</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>西伯郡伯耆町</p>	<p>24の5 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第15条の2第6項の規定による<u>農業会議</u>の意見の聴取</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>西伯郡伯耆町</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第20号

鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県民生委員定数条例（平成25年鳥取県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>倉吉市</td><td style="text-align: center;"><u>166人</u></td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>東伯郡琴浦町</td><td style="text-align: center;"><u>66人</u></td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>西伯郡大山町</td><td style="text-align: center;"><u>62人</u></td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table>	略		倉吉市	<u>166人</u>	略		東伯郡琴浦町	<u>66人</u>	略		西伯郡大山町	<u>62人</u>	略		<p>民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>倉吉市</td><td style="text-align: center;"><u>164人</u></td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>東伯郡琴浦町</td><td style="text-align: center;"><u>65人</u></td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>西伯郡大山町</td><td style="text-align: center;"><u>61人</u></td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> </table>	略		倉吉市	<u>164人</u>	略		東伯郡琴浦町	<u>65人</u>	略		西伯郡大山町	<u>61人</u>	略	
略																													
倉吉市	<u>166人</u>																												
略																													
東伯郡琴浦町	<u>66人</u>																												
略																													
西伯郡大山町	<u>62人</u>																												
略																													
略																													
倉吉市	<u>164人</u>																												
略																													
東伯郡琴浦町	<u>65人</u>																												
略																													
西伯郡大山町	<u>61人</u>																												
略																													

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

鳥取県届出保育施設等運営事業助成条例を廃止する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第21号

鳥取県届出保育施設等運営事業助成条例を廃止する条例

鳥取県届出保育施設等運営事業助成条例（平成13年鳥取県条例第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に交付決定された鳥取県届出保育施設等運営事業助成条例第3条の補助金については、なお従前の例による。